

### 第37号議案

平成31年6月10日に任期が満了することとなる芦屋市長の任期満了による選挙により選出される芦屋市長の任期を定めることについて

次のとおり、平成31年6月10日に任期が満了することとなる芦屋市長の任期満了による選挙により選出される芦屋市長の任期を定めることについて、平成31年6月1日から同月10日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙により選出される議会の議員及び長の任期の特例に関する法律第1項の規定により、市議会の議決を求める。

平成29年6月9日提出

芦屋市長 山 中 健

#### 記

平成31年6月10日に任期が満了することとなる芦屋市長の任期満了による選挙により選出される芦屋市長の任期満了の日は、平成35年4月30日とする。

## 参 照

平成31年6月1日から同月10日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙により選出される議会の議員及び長の任期の特例に関する法律抜粋

- 1 平成31年6月1日から同月10日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体（都道府県，市町村及び特別区に限る。以下この項及び第4項において同じ。）の議会の議員又は長の任期満了による選挙により選出される議会の議員又は長（以下この項及び次項において「特例対象議員等」という。）の任期は，当該地方公共団体の議会が，平成30年10月31日までに，特例対象議員等の任期満了の日として平成35年4月1日から同月30日までの期間内のいずれかの日を定める旨の議決をしたときは，地方自治法（昭和22年法律第67号）第93条第1項又は第140条第1項の規定にかかわらず，当該議決で定める日に満了する。
- 2 前項の議決に係る議案は，特例対象議員等のうち議会の議員の任期満了の日に係るものにあつては議会の議員又は委員会が，特例対象議員等のうち長の任期満了の日に係るものにあつては長が，それぞれ議会に提出することができる。
- 3 第1項の議決については，議員数の4分の3以上の者が出席し，その5分の4以上の者の同意がなければならない。

（第4項及び第5項省略）